

診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年二月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三十九号

診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十三条、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十八条、歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第十六条、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十七条、理学療法士及び作業

療法士法（昭和四十年法律第三十七号）第十四条、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十六条、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条の九、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十一条第一項及び柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。  
（診療放射線技師法施行令の一部改正）

第一条 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。  
第八条後段、第九条第一項後段及び第二項後段、第十条第一項後段並びに第十三条後段を削る。  
第十四条の表第八条の項から第九条第二項の項までを次のように改める。

第八条	設置者	申請書を、行政庁に提出しなければならない	所管大臣	書面により、行政庁に申し出るものとする
	設置者	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	所管大臣	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第九条第一項	設置者	行政庁に届け出なければならない	所管大臣	行政庁に通知するものとする
	設置者	行政庁に報告しなければならない	所管大臣	行政庁に通知するものとする
第十条第一項	設置者	申請書を、行政庁に提出しなければならない	所管大臣	書面により、行政庁に申し出るものとする
	設置者	保健師助産師看護師法施行令の一部改正	所管大臣	保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。
第十二条	設置者	申請書を、行政庁に提出しなければならない	所管大臣	書面により、行政庁に申し出るものとする
	設置者	保健師助産師看護師法施行令の一部改正	所管大臣	保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項		設置者	所管大臣
第十三条第二項		設置者	所管大臣
第十四条第一項		設置者	所管大臣
第十七条		設置者	所管大臣
第十九条第一項		設置者	所管大臣
第十九条第二項		設置者	所管大臣
第十二条第一項		設置者	所管大臣

第二十五条中「第八條第五項、第十二條後段、第十三條第一項後段及び第二項後段、第十四條第一項後段並びに第十七條後段」を「及び第八條第五項」に改める。  
 (歯科技工士法施行令の一部改正)  
 第三条 歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。  
 第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十六条後段を削る。  
 第十七条の表第十条の項から第十一条第二項の項までを次のように改める。

前条		設置者	所管大臣
第十一条		設置者	所管大臣
第十二条第一項		設置者	所管大臣
第十二条第二項		設置者	所管大臣
第十三条第一項		設置者	所管大臣
前条		設置者	所管大臣
第十条		設置者	所管大臣

第十七条の表前条の項を次のように改める。  
 第二十条中「第七條、第十條後段、第十一條第一項後段及び第二項後段、第十二條第一項後段並びに第十六條後段」を「並びに第七條」に改める。  
 (臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正)  
 第四条 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
 第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段を削る。  
 第十七条の表第十一条の項から第十二条第二項の項までを次のように改める。

第十九条中「第七條、第十一條後段、第十二條第一項後段及び第二項後段、第十三條第一項後段並びに第十六條後段」を「並びに第七條」に改める。  
 (理学療法士及び作業療法士法施行令の一部改正)  
 第五条 理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号)の一部を次のように改正する。  
 第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十五条後段を削る。

第十六条の表第十条の項から第十一条第二項の項までを次のように改める。



第八条の表第四条第一項の項を次のように改める。

第四条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする

第八条の表前条の項を次のように改める。

前条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

第十条第一項第二号中「厚生労働大臣認定養成施設」を「同項第一号に定める養成施設」に改める。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

(柔道整復師法施行令の一部改正)

第九条 柔道整復師法施行令(平成四年政令第三百二二号)の一部を次のように改正する。

第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条後段を削る。第九条の表第三条の項から第四条第二項の項までを次のように改める。

第三条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

第四条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない	行政庁に協議し、その承認を受けるものとする

第四条第二項	設置者	所管大臣
	行政庁に届け出なければならない	行政庁に通知するものとする

第九条の表第五条第一項の項を次のように改める。

第五条第一項	設置者	所管大臣
	行政庁に報告しなければならない	行政庁に通知するものとする

第九条の表前条の項を次のように改める。

前条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和四年五月一日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)の項中「第一条、第一条の三第二項」を「第一条の二、第一条の四第二項」に、「第四条第一項、第八条後段、第九条第一項後段及び第二項後段、第十条第一項後段並びに第十三条後段」を「及び第四条第一項」に改め、

同表保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)の項中、「第八条第五項、第十二条後段、第十三条第一項後段及び第二項後段、第十四条第一項後段並びに第十七条後段」を「及び第八条第五項」に改め、同表歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)の項中「第七条、第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十三条後段」を「並びに第七条」に改め、同表臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)の項中、「第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段」を「並びに第七条」に改め、同表理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号)の項中、「第七条、第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十五条後段」を「並びに第七条」に改め、同表視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号)の項中、「第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段」を「並びに第七条」に改め、同表歯科衛生士法施行令(平成三年政令第二百二十六号)の項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令(平成四年政令第三百一号)の項及び柔道整復師法施行令(平成四年政令第三百二二号)の項を削る。

総務大臣 金子 恭之  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
内閣総理大臣 岸田 文雄